

平成 15 年 12 月 23 日

riki

回答書に対する回答

2003年12月22日にFAXにて送付していただいた件に関して質問をさせていただきます。

(1) 電話での回答について

我々が提出した質問については以下の理由により書面にて解答をお願いしたいと思います。(回答について疑問があれば口頭で聞くことも考えています。)

- ・ 今後、このようになった経緯と同じく、「言った言わなかった」といった問題になるのを防ぐため。
- ・ 質問の内容について、十分書面にて回答が可能だと判断するため。
- ・ 電話で話すことによる精神的な疲労が大きいため。

(2) 和解条件の回答について

上記にも記載したとおり書面による回答および、12/22に送付してもらった書面の内容をもとに、我々で考えた後、必要に応じてインターネットなどを通じて認識者および、弁護士などとも相談の上、自分達にとって最善の道を選びたいと思います。よって、12/24に回答を差し上げることは不可能です。ご存知だと思いますが、我々は昼間働いておりますので、本件に対して対応する時間は一日のうちほんのわずかです。最低一週間は時間をいただきたいと思います。

(3) 和解案について

現在提示の和解内容については、設計士のSさんを交えて交渉をしていた状態よりも金額的には低くなってしまっており内容的にはなんら進展があるとは思っていません。我々も早急に和解する道を探っておりますが、現在のところ(金額的な問題よりも)佐野工業側からの誠意というものをあまり感じておらず、様々な部分で疑問が残っております。

何度も書きますが現時点では遅延損害金、瑕疵の補修にかかる費用、和解金のそれぞれは別々に考えるべきだと思います。瑕疵の補修にかかる費用に対して遅延損害金または和解金を充当しなければならない状態にならないことが第一の和解条件です。

また、佐野工業は我々からはお金だけ支払ってもらえればそれでかまわないかもしれません、法的には佐野工業が瑕疵の保障を行わなければならないのは明らかであり、その保障に対して今後佐野工業がどのように対応するのかを明確にすることが第二の和解条件です。

我々も早急に解決すべく努力していますが、解決を急ぐあまり今後、悪しき影響をおよぼすようなことにならないように慎重な対応をとる必要があると認識しておりますのでその部分については考慮していただければと思います。

-以上-